

市外のご親戚や知り合いの方にぜひ宣伝をお願いします。



ふるさと納税のご案内 ふるさと曾於市を応援してください!!



ふるさと納税に対して特産品（そこのうまいもん）の贈呈を始めました!!

特産品は、寄附金額に応じて、下記のコースを設けます。ふるさと納税による所得税等の寄附金控除と合わせますと、かなりお得な内容となっています。

但し、贈呈は年1回です。

寄附金額 10,000円～ 19,999円以下	→	5千円相当の特産品を1つ選択			
寄附金額 20,000円～ 29,999円以下	→	5千円相当の特産品を2つ選択 または、1万円相当の特産品を1つ選択			
寄附金額 30,000円～ 49,999円以下	→	5千円相当の特産品を3つ選択 または、5千円相当の特産品1つと1万円相当の特産品を1つ選択			
寄附金額 50,000円以上	→	5千円相当の特産品を5つ選択 または、5千円相当の特産品1つと1万円相当の特産品2つ選択 または、5千円相当特産品3つと1万円相当特産品を1つ選択			

さらに、平成26年度は、**プレミアムコース**を設けます。 **本数限定!!**

- ・寄附金額 200万円以上の方には、100万円相当の特産品 3本
- ・寄附金額 100万円以上 200万円未満の方には 50万円相当の特産品 3本
- ・寄附金額 50万円以上 100万円未満の方には、25万円相当の特産品 10本

☆9月1日午前8時30分から9月15日午後5時(必着)迄に申込みした方に限ります。

☆いずれも本数限定となっています。申込者多数の場合、抽選とさせていただきます。

☆9月15日を過ぎて、申込が数量に満たない場合は、9月16日以降、先着順で申込を受け付けます。



平成26年9月1日より、ふるさと納税がインターネットでも申込みができるようになりました。同じく、Yahoo! 公金支払いによるクレジット納付もできるようになりました。

※インターネットからの申込みは、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」からの申込みとなります。



ふるさと納税（地方公共団体への寄附）を行いますと所得税等の控除が受けられます。

ふるさと納税は、所得税や住民税の控除が受けられます。控除額は、寄附される方の家族構成や年収で異なりますが、例を示しますと、年収700万円です夫婦と子供2人の家族で住民税所得割額が29万円の方が、3万円寄附しますと2万8千円控除されます。つまり、3万円寄附することで、所得税と住民税と合わせて、収める税金が2万8千円減額となります。



お問い合わせ先

〒899-8692 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地 曾於市役所財政課
 〈TEL〉0986-76-8803 〈FAX〉0986-76-8821
 〈E-mail〉omoiyari-kihi@city.soo.lg.jp